

平成25年度 森林環境保全直接支援事業（国補造林事業）

対象者

- ① 都道府県, ② 市町村, ③ 森林所有者, ④ 森林組合
- ⑤ 森林施業計画の認定を受けた者
- ⑥ 特定間伐等促進計画の実施主体に位置づけられた者
- ⑦ 森林経営計画の認定を受けた者
- ※ ⑤～⑦の該当者を「計画策定者」という

【集約化された団地】

- A. がんばる団地
- B. 集約化促進団地
(集約化実施計画の対象地)
- C. その他団地
(複数者、隣接面積1ha以上)

対象作業種

- 下刈り（～10年生）
- 枝打ち（～30年生）
- 植栽
- 除伐（～25年生 or 平均胸高直径18cm未満）
- 鳥獣害防止施設（他の作業種と同一施工のみ）

- 間伐（～60年生）
- 更新伐（～90年生）
 - ・2年以内に適正な更新が必要
 - ※ 対象者⑦以外は「集約化実施計画の対象地」であること
 - ※ 過密化対象林分は林齢制限なし
 - ※ 伐捨間伐のみでは申請不可
 - ※ 対象者⑦の間伐対象林齢
スギ：～70年生, ヒノキ：～80年生

○森林作業道

対象要件

面積 0.1ha以上/施行地
伐採率 30%以上（除伐・間伐・更新伐）

計画内計5ha以上かつ
搬出材積平均10m³以上/ha
伐採率 30%以上

森林整備（国補）と一体的に実施すること
（2年に限り先行実施可。ただし、計画に基づく森林整備の場合、計画期間内で先行実施可）

実質補助率

[計画策定者以外①～④]
36% (下刈りと植栽のみ対象)
[計画策定者⑤～⑦]
68%

[計画策定者以外①～④]
補助対象外
[計画策定者⑤or⑥かつ団地B]
68%
[計画策定者⑦]
68%

[計画策定者以外①～④]
補助対象外
[計画策定者⑤～⑦]
68%

平成25年度 県単造林事業

対象者

- ① 都道府県, ② 市町村, ③ 森林所有者, ④ 森林組合
- ⑤ 森林施業計画の認定を受けた者
- ⑥ 特定間伐等促進計画の実施主体に位置づけられた者
- ⑦ 森林経営計画の認定を受けた者
- ※ ⑤～⑦の該当者を「計画策定者」という

【集約化された団地】

- A. がんばる団地
- B. 集約化促進団地
(集約化実施計画の対象地)
- C. その他団地
(複数者、隣接面積1ha以上)

対象作業種

- 下刈り (～10年生)
- 枝打ち (年齢制限なし)

- 植栽、地ごしらえ
- 鳥獣害防止施設 (単独施工も対象)
- 除伐 (～25年生)
- 間伐Ⅰ (～90年生)
- 間伐Ⅱ (～90年生) ※ 新規実施箇所

- 森林作業道

対象要件

面積 0.1ha以上／施行地
<団地または森林経営計画の
対象地は面積要件なし>

面積 0.1ha以上／施行地
<団地または森林経営計画の
対象地は面積要件なし>
伐採率 20%以上

森林整備 (国補、県単等) と一体的
に実施すること
(5年に限り先行実施可。)
森林整備1ha当たりの開設延長
・林内 300m以内
・アクセス 300m以内

対象者

[対象者全て①～⑦]
40%

[対象者①～⑥]
40% (ただし、間伐Ⅱは60%)
[計画策定者⑥かつ団地A～C]
50% (ただし、間伐Ⅱは60%)
[計画策定者⑦]
60%

[対象者①～⑥]
40%
[計画策定者⑥かつ団地A～C]
50%
[計画策定者⑦]
60%